様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しーるえいとかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 シール栄登株式会社  （ふりがな）いのうえ　ひさし  （法人の場合）代表者の氏名 井上　久史  住所　〒555-0012  大阪府 大阪市西淀川区 御幣島２丁目８番７号  法人番号　1120001049742  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年12月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ内に掲示  　https://www.seal-eight.co.jp/dx-certification/  　DX推進を行う目的 | | 記載内容抜粋 | ①　シール栄登株式会社は、お客様を取り巻く激しい環境変化に柔軟に対応し、継続的に高付加価値のサービスをご提供し、ビジネスモデル自体の変革を行うことで競争上の優位性を確立し、持続可能な企業への構築を実現させるために、DX推進に積極的に取り組んで参ります。  当社は上記の経営ビジョンのもと、以下3つの目標を達成したいと考えております。  既存業務をデジタル化の視点から抜本的に改革し、社内業務の効率化を促進する。  社内データの活用を行い、デジタルマーケティング戦略を行うことで、お客様により高品質で価値ある製品やサービスを継続的に提供する。  DX推進を通じて企業として新たな価値を創出し、持続可能な企業への変革に取り組む。  この目標を実現させるためには、全社員がDXへの理解と意識を高めることや、DX推進に関する取り組みや成果を可視化し、PDCAを回して持続的な仕組みを構築することが重要だと考えております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023 年 8 月 21 日　弊社取締役会決議内容に基づく。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年12月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ内に掲示  　https://www.seal-eight.co.jp/dx-certification/  　当社におけるDX推進の取り組みについて | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、上記の目標を遂行するべく、DX推進に関して以下の内容に取り組んでおります。  最新のデジタル技術を導入し、デジタルマーケティングへ活かす  全社共通基幹システムの導入により、企業の経営資源を一元管理し、効率的な業務とデータの管理が可能になります。また基幹システムから得られるデータを分析・可視化することで、経営判断と業務改善に活用し、顧客ニーズへの迅速な対応の実現を目指します。さらに、営業活動のデータ化と分析により、リアルタイムな営業活動の把握と効率的な営業戦略の立案を促進することを目指します。  社員にノートPC、タブレット、スマートフォンを支給し、リアルタイムなデータ取得と効率的な活用を促進するため、社内でBIツールや業務効率化アプリを制作する体制を構築します。また、社員自身が基幹システムのデータにアクセスし、分析や可視化を行い、迅速で正確な意思決定と業務改善の実現を目指します。さらに、社員が自身の業務に最適なアプリを作成し、基幹システムから得られるデータを活用することで、業務の効率化と顧客サービスの品質向上を目指します。  DX推進人材の育成・情報リテラシーの向上  DX推進チームを主導とし、社内でDX推進セミナーや情報リテラシー向上の研修を実施して、社員がDXの重要性を理解し、積極的に関与し、業務でのDX活用方法やスキルを向上させる取り組みを進めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023 年 8 月 21 日　弊社取締役会決議内容に基づく。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX推進体制（組織・人材） | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、代表取締役が総責任者として指揮を執り、営業部、業務部、製造部の各部署間においてDX を部門横断的に推進していくために「DX 推進チーム」を組成し、全社のDXに向けた底上げを目指します。また、DX人材の育成・確保を社内で継続的に実現すべく、DX推進チームを主体としてDXに関連する各種セミナーの実施を行うことを目指します。  社内におけるDX推進人材の育成  当社では、DX推進チームが主体となって、社内に向けたDX推進セミナーや社員の情報リテラシーの向上を図った研修の実施を行うことで、社員がDXの意義や必要性を理解し、自ら積極的にDXに関与することを目指します。また、社員が自分の業務においてDXを活用する方法やスキルを身につけるための実践的なセミナーや、社員の情報リテラシーの向上に向けてたデータ分析やプログラミングなどの基礎的な知識や技能を習得するセミナーの実施を行うことを目指します |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX推進に向けた環境整備の実施 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、DXへの取り組みを継続的に行うために、下記の通り環境整備を実施します。  基幹システムの導入により業務効率の向上を実現  全社共通基幹システムを導入することで、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」といった企業の経営資源を一元管理して有効活用することが可能になります。またデータの二重登録撲滅とペーパレス化の推進により、業務全体を効率化することも可能になります。さらに、基幹システムから得られる顧客情報や売上状況に関わるデータを分析および可視化させることで、経営判断や業務改善に活用し、お客様のニーズに応える製品づくりや各種サービスの提供を加速させることが可能になると考えます。  また、営業活動に関しても日々の活動履歴やお客様からの「生の声」を全てデータ化しデータベースに保存、蓄積することで、経営者がリアルタイムで営業活動について把握できると同時に、過去のデータを分析することで営業戦略の立案にも活用させ、より効率的な営業活動の実現を目指します。  ローコードツール・BIツールを使用した業務効率化システムの構築  社員全員ノートPC・タブレット・スマートフォンを支給しており、リアルタイムにデータを取得し効率よく活用するために、BIツールや業務効率化アプリの制作を社内で行う体制を構築することを目指します。社員がいつでもどこでもデータにアクセスし、分析や可視化を行うことで、より迅速かつ正確な意思決定や業務改善が実現できると考えております。  また、社員が基幹システムから得られる製品情報や営業活動に関わるデータに直接アプローチし、ローコード開発プラットフォームやBIツールを活用し、社員自身が自分の業務に最適化されたアプリを作成することで業務の効率化やお客様へのサービス品質向上を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2023年12月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ内に掲示  　https://www.seal-eight.co.jp/dx-certification/  　DX達成状況の指標 | | 記載内容抜粋 | ①　デジタル技術やデータ活用に精通した人材の数  DX推進担当者を社内から選出し、外部の専門家やコンサルタントと連携して教育・研修を実施  DX推進担当者は、他の社員にもデジタル技術やデータ活用の基礎知識やスキルを教える役割を担う。  DX推進担当者は毎年1名ずつの増加を目標とし、そのために必要な予算や人材配置を計画する。  DX推進により蓄積されたノウハウやツールの数  自社の業務プロセスや製品開発において、デジタル技術やデータ活用が有効な場面を見極め、そのために必要なノウハウやツールを開発・導入する。  開発・導入したノウハウやツールの効果測定や改善を定期的に行い、その結果を社内に共有する。  毎年5件ずつ増やすことを目標とし、そのために必要な予算や人材配置を計画する。  DX推進による従業員満足度の向上率  顧客のニーズやフィードバックをデータ化し、分析することで、製品やサービスの改善点や新たな価値提案を見つける。  デジタル技術やデータ活用によって、製品やサービスの品質向上や納期短縮などの顧客満足度向上に繋がる施策を実施する。  DX推進担当者は、従業員満足度調査を定期的に行い、その結果をもとにPDCAサイクルを回し、目標値と実績値の差異分析や改善策の立案を行う。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年12月 4日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組み  　当社ホームページ内に掲示  　https://www.seal-eight.co.jp/dx-certification/  　DX推進にあたって | | 発信内容 | ①　当社は創業以来、包装機械メーカーとしてロータリーヒートシール機の製造や各種包装機械を製造・販売し、お客様のニーズに全力で応えるため、常に新しい技術やアイデアに挑戦してきました。  しかし、社会の状況は、少子高齢化、労働生産人口の減少による人材不足、働き方改革による労働形態の多様化し、そして社会全体がデジタル技術を活用して新しいビジネスモデルを構築しつつあり、それに伴い企業を取り巻く環境は急速に変化しております。この変化に臨機応変に対応するためには、新しい価値創造への挑戦や、時代の変化に柔軟に対応できる組織作りを実現し、業務のデジタル化はもとより、社内における人材の育成にも積極的に取り組む必要があると考えております。  そのような中、当社では業務効率化の実現、新しいビジネスモデルの創出、お客様からのニーズに迅速に対応するべく、最新のテクノロジーを導入し、デジタル技術を用いた社内DXの推進に取り組んで参ります。  当社は、DX推進を通じて、自らを成長させ、関係する人々と共に幸せになることを目指してまいりますので、今後ともより一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。